

毎週月・水・金曜日発行

富 山 県 報

令和 7 年 3 月 31 日

月 曜 日

号 外(13)

目

次

規 則

○富山県税条例施行規則の一部を改正する規則

1

規

則

富山県税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第32号

富山県税条例施行規則の一部を改正する規則

富山県税条例施行規則（昭和29年富山県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第41条の2第1項第1号中「若しくは第3号」を「から第4号まで」に改める。

附則第5項第1号ア中「。ただし、自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。以下この号において同じ。）のうち総排気量が2リットル以下のもので、条例附則第6条の8第3項の規定により種別割額が45,000円を超える場合は、種別割額の全額（条例第146条の2第2項の規定による申請書の提出期限後に減免の申請があつた場合は、当該額に申請のあつた月の翌月から3月までの月数を乗じて得た額を12で除して得た額。ただし、法第177条の10第2項の規定により月割をもつて課税するときは、当該額に申請のあつた月の翌月から納税義務が消滅した月までの月数を乗じて得た額を4月から当該消滅した月までの月数で除して得た額）」を削り、同号ア(イ)中「45,000円」を「45,400円」に改め、「（自家用の乗用車のうち総排気量が2リットル以下のもので、条例附則第6条の8第3項の規定により種別割額が45,000円を超える場合は、種別割額の全額）」を削り、同号イ(イ)中

「45,000円（自家用の乗用車のうち総排気量が2リットル以下のもので、条例附則第6条の8第3項の規定により種別割額が45,000円を超える場合は、種別割額の全額）」を「45,400円」に改める。

第61号様式の2中

寄附金の種類	☐ 所得税法第78条第2項第2号 ☐ 所得税法第78条第2項第3号 ☐ 租税特別措置法第41条の18の2第2項
--------	--

を

寄附金の種類	☐ 所得税法第78条第2項第2号 ☐ 所得税法第78条第2項第3号 ☐ 所得税法第78条第2項第4号 ☐ 租税特別措置法第41条の18の2第2項
--------	---

に改める。

第90号様式の別紙3中

☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ 障害者手帳 ☐ 学生証 ☐ その他（ ） ☐ 当ゴルフ場の会員であるため提示を省略
☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ 障害者手帳 ☐ 学生証 ☐ その他（ ） ☐ 当ゴルフ場の会員であるため提示を省略
☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ 障害者手帳 ☐ 学生証 ☐ その他（ ） ☐ 当ゴルフ場の会員であるため提示を省略
☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ 障害者手帳 ☐ 学生証 ☐ その他（ ） ☐ 当ゴルフ場の会員であるため提示を省略
☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ 障害者手帳 ☐ 学生証 ☐ その他（ ） ☐ 当ゴルフ場の会員であるため提示を省略
☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ 障害者手帳 ☐ 学生証 ☐ その他（ ） ☐ 当ゴルフ場の会員であるため提示を省略
☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ 障害者手帳 ☐ 学生証 ☐ その他（ ） ☐ 当ゴルフ場の会員であるため提示を省略

を

☐ 個人番号カード（マイナンバーカード） ☐ 運転免許証 ☐ 障害者手帳 ☐ 学生証 ☐ その他（ ） ☐ 当ゴルフ場の会員であるため提示を省略
☐ 個人番号カード（マイナンバーカード） ☐ 運転免許証 ☐ 障害者手帳 ☐ 学生証 ☐ その他（ ） ☐ 当ゴルフ場の会員であるため提示を省略
☐ 個人番号カード（マイナンバーカード） ☐ 運転免許証 ☐ 障害者手帳 ☐ 学生証 ☐ その他（ ） ☐ 当ゴルフ場の会員であるため提示を省略
☐ 個人番号カード（マイナンバーカード） ☐ 運転免許証 ☐ 障害者手帳 ☐ 学生証 ☐ その他（ ） ☐ 当ゴルフ場の会員であるため提示を省略
☐ 個人番号カード（マイナンバーカード） ☐ 運転免許証 ☐ 障害者手帳 ☐ 学生証 ☐ その他（ ） ☐ 当ゴルフ場の会員であるため提示を省略
☐ 個人番号カード（マイナンバーカード） ☐ 運転免許証 ☐ 障害者手帳 ☐ 学生証 ☐ その他（ ） ☐ 当ゴルフ場の会員であるため提示を省略
☐ 個人番号カード（マイナンバーカード） ☐ 運転免許証 ☐ 障害者手帳 ☐ 学生証 ☐ その他（ ） ☐ 当ゴルフ場の会員であるため提示を省略

に改め

☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ 障害者手帳 ☐ 学生証 ☐ その他 () ☐ 当ゴルフ場の会員であるため提示を省略	☐ 個人番号カード (マイナンバーカード) ☐ 運転免許証 ☐ 障害者手帳 ☐ 学生証 ☐ その他 () ☐ 当ゴルフ場の会員であるため提示を省略
☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ 障害者手帳 ☐ 学生証 ☐ その他 () ☐ 当ゴルフ場の会員であるため提示を省略	☐ 個人番号カード (マイナンバーカード) ☐ 運転免許証 ☐ 障害者手帳 ☐ 学生証 ☐ その他 () ☐ 当ゴルフ場の会員であるため提示を省略
☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ 障害者手帳 ☐ 学生証 ☐ その他 () ☐ 当ゴルフ場の会員であるため提示を省略	☐ 個人番号カード (マイナンバーカード) ☐ 運転免許証 ☐ 障害者手帳 ☐ 学生証 ☐ その他 () ☐ 当ゴルフ場の会員であるため提示を省略

る。

第97号様式（裏）及び第97号様式の2（裏）中

☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ 障害者手帳 ☐ 学生証 ☐ その他 ()
☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ 障害者手帳 ☐ 学生証 ☐ その他 ()
☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ 障害者手帳 ☐ 学生証 ☐ その他 ()
☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ 障害者手帳 ☐ 学生証 ☐ その他 ()
☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ 障害者手帳 ☐ 学生証 ☐ その他 ()
☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ 障害者手帳 ☐ 学生証 ☐ その他 ()
☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ 障害者手帳 ☐ 学生証 ☐ その他 ()

を

☐ 個人番号カード (マイナンバーカード) ☐ 運転免許証 ☐ 障害者手帳 ☐ 学生証 ☐ その他 ()
☐ 個人番号カード (マイナンバーカード) ☐ 運転免許証 ☐ 障害者手帳 ☐ 学生証 ☐ その他 ()
☐ 個人番号カード (マイナンバーカード) ☐ 運転免許証 ☐ 障害者手帳 ☐ 学生証 ☐ その他 ()
☐ 個人番号カード (マイナンバーカード) ☐ 運転免許証 ☐ 障害者手帳 ☐ 学生証 ☐ その他 ()
☐ 個人番号カード (マイナンバーカード) ☐ 運転免許証 ☐ 障害者手帳 ☐ 学生証 ☐ その他 ()
☐ 個人番号カード (マイナンバーカード) ☐ 運転免許証 ☐ 障害者手帳 ☐ 学生証 ☐ その他 ()
☐ 個人番号カード (マイナンバーカード) ☐ 運転免許証 ☐ 障害者手帳 ☐ 学生証 ☐ その他 ()
☐ 個人番号カード (マイナンバーカード) ☐ 運転免許証 ☐ 障害者手帳 ☐ 学生証 ☐ その他 ()
☐ 個人番号カード (マイナンバーカード) ☐ 運転免許証 ☐ 障害者手帳 ☐ 学生証 ☐ その他 ()
☐ 個人番号カード (マイナンバーカード) ☐ 運転免許証 ☐ 障害者手帳 ☐ 学生証 ☐ その他 ()

に改める。

☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ 障害者手帳 ☐ 学生証 ☐ その他 ()
☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ 障害者手帳 ☐ 学生証 ☐ その他 ()

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第90号様式、第97号様式及び第97号様式の 2 の改正規定 公布の日

(2) 第41条の 2 及び第61号様式の 2 の改正規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(税 務 課)
